

## 青の煌めきあおもり障スポ競技用具整備要項

## 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり障スポ（第25回全国障害者スポーツ大会）の競技運営に万全を期するとともに、障がい者スポーツの普及・振興に資することを目的とし、大会の開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。

## 2 競技用具の区分

(1) この要項でいう競技用具とは、次表のとおりとする。

区分		内容	例示
競技用	備品	競技を実施するために直接必要な備品 (施設及び施設に付帯するものは除く。)	フライングディスクゴール、 S T T用卓球台等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、石灰、ラインテープ等
運営用	備品	競技を実施するために直接必要な備品以外 のもので、競技運営に必要な備品 (施設及び施設に付帯するものは除く。)	机、テント、放送器具等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品以 外のもので、競技運営に必要な消耗品	事務用品、清掃用具等

(2) この要項でいう備品とは、その性質または形状を変えることなく、比較的長期間にわたって使用に耐えうるもので、取得価格が50,000円以上の物品をいう。

(3) この要項でいう消耗品とは、備品以外のものをいう。

## 3 競技用具の整備

(1) 競技用具の整備に当たっては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が、競技運営主管団体及び会場地市町と協議し、決定する。

(2) 競技用具の整備に当たっては、次の順位により行うものとする。

ア 県、会場地市町、競技会場、競技運営主管団体等が現有する用具を使用する。

イ 先催県から引き継いだ用具を使用する。

ウ 青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）で使用した用具を借用する。

エ 県内施設、各種団体及び民間業者等から借用する。

オ ア～エによっても不足するものは、事務局が購入する。

## 4 競技用具の転用及び処分

購入した競技用具の転用及び処分等については、大会終了後、事務局の責任において行う。

## 5 競技用具整備年次計画

令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
競技用具整備要項 策定	競技用具整備調査 (第1次)実施	競技用具整備調査 (第2次)実施 → 競技用具整備	リハール大会 → 本大会

## 6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。